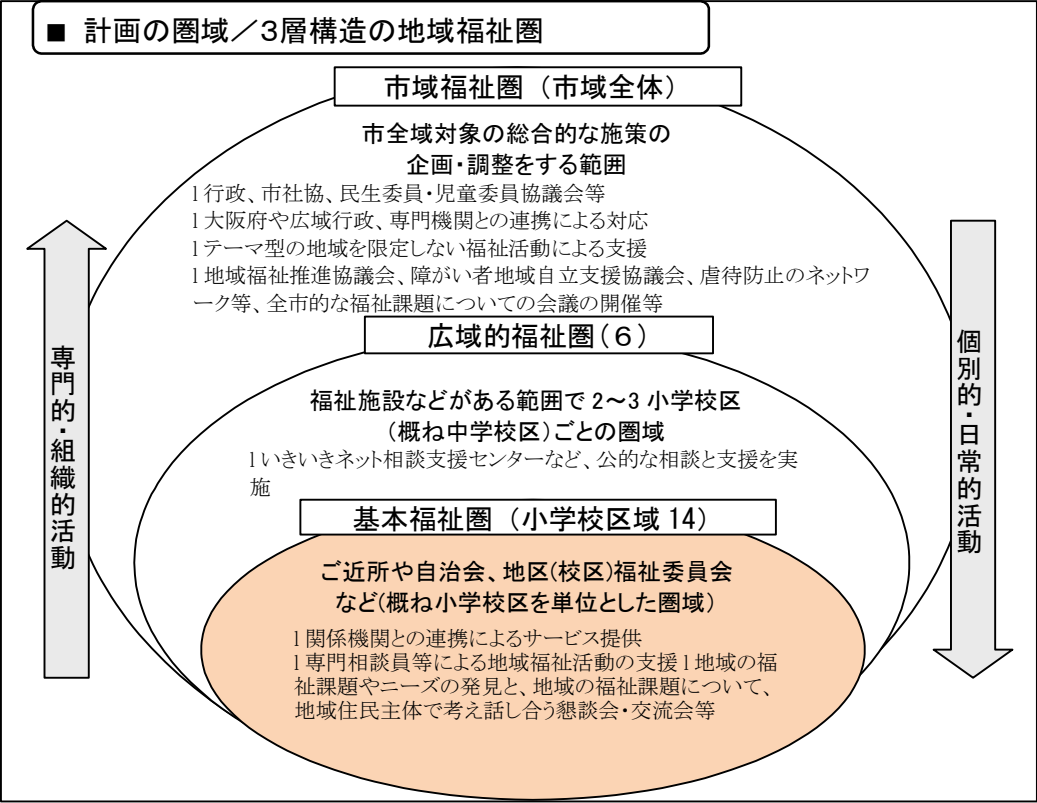


事業優先順位		1		細事業：地域福祉計画推進事業					整理番号		09								
目的		地域福祉計画の推進。																	
目標		地域福祉計画の進捗状況を地域福祉推進協議会にて検討し、地域福祉の推進を図る。																	
事業実施主体		直営		事業開始年度		平成18年度		根拠法令		社会福祉法第107条									
事業費・財源					平成24年度		比較		コスト情報・従事職員数					平成24年度		比較			
	事業費（決算額）（千円）				90					総コスト（千円）				2,074					
	財源内訳	一般財源				90				内訳	事業費				90				
		国府支出金				0					人件費				1,984				
		地方債				0					公債費				0				
		その他特定財源				0					一人あたり（円）				18				
						0					世帯あたり（円）				44				
						0				参考	職員数（人）				0.25				
						0					再任用職員数（人）				0.00				
	今後の方向性		調査、評価方法等を検討し、すみやかに進捗状況を検討できるように進める。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者		河内長野市民										
	A		A		B														



細事業：地域福祉計画推進事業

社会福祉を地域において実現し、地域福祉を総合的・計画的に推進するために、「第2次河内長野市地域福祉計画※」の進行管理を行うとともに、地域福祉行政に対する市民や有識者・事業者等からの提言等をいただくため、地域福祉推進協議会及び地域福祉計画策定委員会を各1回開催し、それらの情報をホームページにわかりやすく公表した。

※ 第2次河内長野市地域福祉計画の理念

…だれもがともに生き、つながり、支えあう、人の温もりが感じられるまち、かわちながの～「お互いさまです」

支え、支えられる関係に～

この理念の趣旨は、人は生涯においてさまざまな生活課題を抱えることが特別なことではない中で、だれもが地域の中で孤立することなく、必要なサービスや支援を積極的に活用することにより自分らしく暮らすことができるような地域づくりが求められていること、そのためには、市民一人ひとりが地域のことや周囲の人に関心を持ち、困っている人を見過ごすことなく、ちょっとした気づかいが自然にできるような、支え、支えらえる「お互いさま」の関係が地域の中で形成されることが何よりも重要といえる。

○地域福祉計画とは

地域福祉を推進するための、市としての基本理念や仕組みづくり、基盤づくりなどを定める計画（社会福祉法第107条関連）。

○地域福祉とは

すべての市民が、住み慣れた地域で生涯にわたり心豊かに安心して暮らすことができるよう、福祉サービスや地域住民によるさまざまな支援のための基盤づくりや体制などの仕組みづくりを進めることであるとともに、支援を必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認めあい、自分の意思でさまざまな社会活動に参加し、相互に助けあい、支えあう地域づくりであり、不断の取り組みである。

○地域福祉計画の位置づけ

1 わが国の地域福祉を取り巻く状況の変化

ひとり暮らし高齢者等への軽易な手助けや、高次脳機能障害のある人への生活支援、孤独死や自殺の増加、障がいのある人の地域移行など、制度の狭間への対応やセーフティネットのより一層の充実が重要である。

2 河内長野市の地域福祉を取り巻く状況の変化

人口の減少傾向と全国や大阪府の水準を上回る少子高齢化の急速な進行、それに伴うひとり暮らしや夫婦のみ世帯の増加、要介護等認定者の増加など、支援を必要とする人が増加している。

3 他の計画との関係

河内長野市第4次総合計画を基礎として、個別の保健・福祉計画等とは地域福祉推進の共通理念や共通基盤を共有するとともに、他の生活関連分野との連携を図るものである。また、河内長野市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民等の参画と協働を具体的に進める活動・行動計画であり、市の地域福祉計画とともに車の両輪として密接な連携のもとに地域福祉を推進するものである。